

修繕仕様書

1. 件 名 市川市立平田小学校給食室照明修繕
2. 施工場所 市川市平田 3 丁目 28 番 1 号
3. 施工期間 令和 7 年 10 月 16 日 から 令和 8 年 1 月 16 日 まで
4. 施工内容 平田小学校における給食室の照明について LED 化するもの。

LSS9-4-30	1	台
LSS9MP/RP-4-30	4	台
LSS9MP/RP-4-64	21	台
LBF3MP/RP-4-20	1	台

※調理場に設置する器具は防水・防滴仕様とする。

※スイッチは本件に含めないが、不具合や破損を確認した場合には書面にてまとめて報告すること。

5. 提出書類および図書等

- (1) 着手届 (1 部)
- (2) 施工計画書 (1 部)
- (3) 業務責任者通知書 (1 部)
- (4) 完了届 (1 部)
- (5) 報告書（施工写真含） (1 部)

6. 配置技術者、現場代理人

本修繕を迅速、確実に処理でき得る技量を有し、かつ安全で円滑な作業管理を行い得る人格及び経験を有する技術者を配置させ、担当部署と連絡を緊密に取り修繕の推進を図ること。

7. 施工条件

すべての作業は、仕様書および契約書によって実施しなければならない。また、これらに明示されていない施行条件および明示条件が不明確な施行条件については、市川市電気設備工事共通仕様書、国土交通省の電気設備工事監理指針に準拠するものとし、その他特に定めのない事項については日本産業規格（J I S）、または関係諸規格とする。疑義が生じた事項については担当部署と協議し決定するものとする。

なお、給食室であることを十分理解し、調査や施工等で立ち入る際は必要に応じて検便や、白衣などを着用した衛生面に配慮した作業を行い、現場管理や清掃を都度行うよう努めること。

8. 作業日時

作業時間は、原則午前 8 時半から午後 5 時までとするが、工程上やむを得ない場合は、学校側と協議し、調整しなければならない。

9. 安全管理

- (1) 受注者は、常に安全対策に留意し、労働安全衛生規則等に定める現場管理を行うと共に、その他の関係法令に対しても十分留意し、事故の未然防止に努めなければならない。特に、学校施設であるため、生徒、職員等が居ながらの施工であることに配慮し、生徒等の安全対策に十分配慮しなければならない。
- (2) 資機材の搬出入時には誘導などを行い、十分な安全対策を講じなければならない。
- (3) 受注者の判断において、施工現場が危険なため立ち入りを禁止する必要がある場合は、予め監督職員の承諾を受け、その区域を適切に防護すると共に、立ち入り禁止標示の処理を講じなければならない。

10. 危険防止

作業前には危険予知活動を行い、作業場や作業中に発生する恐れのある危険について、作業員に周知すること。作業中は、所要の人員を配置し、現場内の整理整頓および十分な危険防止処置を施すとともに事故防止に努めなければならない。

11. 写真撮影

- (1) 受注者は業務遂行にあたり、各作業を明確に把握できるように作業前・作業中・作業完了後の写真を実施項目ごとに同位置から撮影し、アルバムに整理して完了報告書と共に提出すること。
- (2) 施工後外部から明視できなくなる箇所については、施工状況が明確に確認できるように撮影しなければならない。
- (3) 納入品および撤去品についても写真（新旧を並べた状態が望ましい）を撮影すること。
- (4) 産業廃棄物の発生がある場合には、運搬車両、搬出状況、処分場許可看板、搬入状況、荷台の積み降ろし前後を撮影すること。
- (5) これらに要する経費は受注者の負担とする。

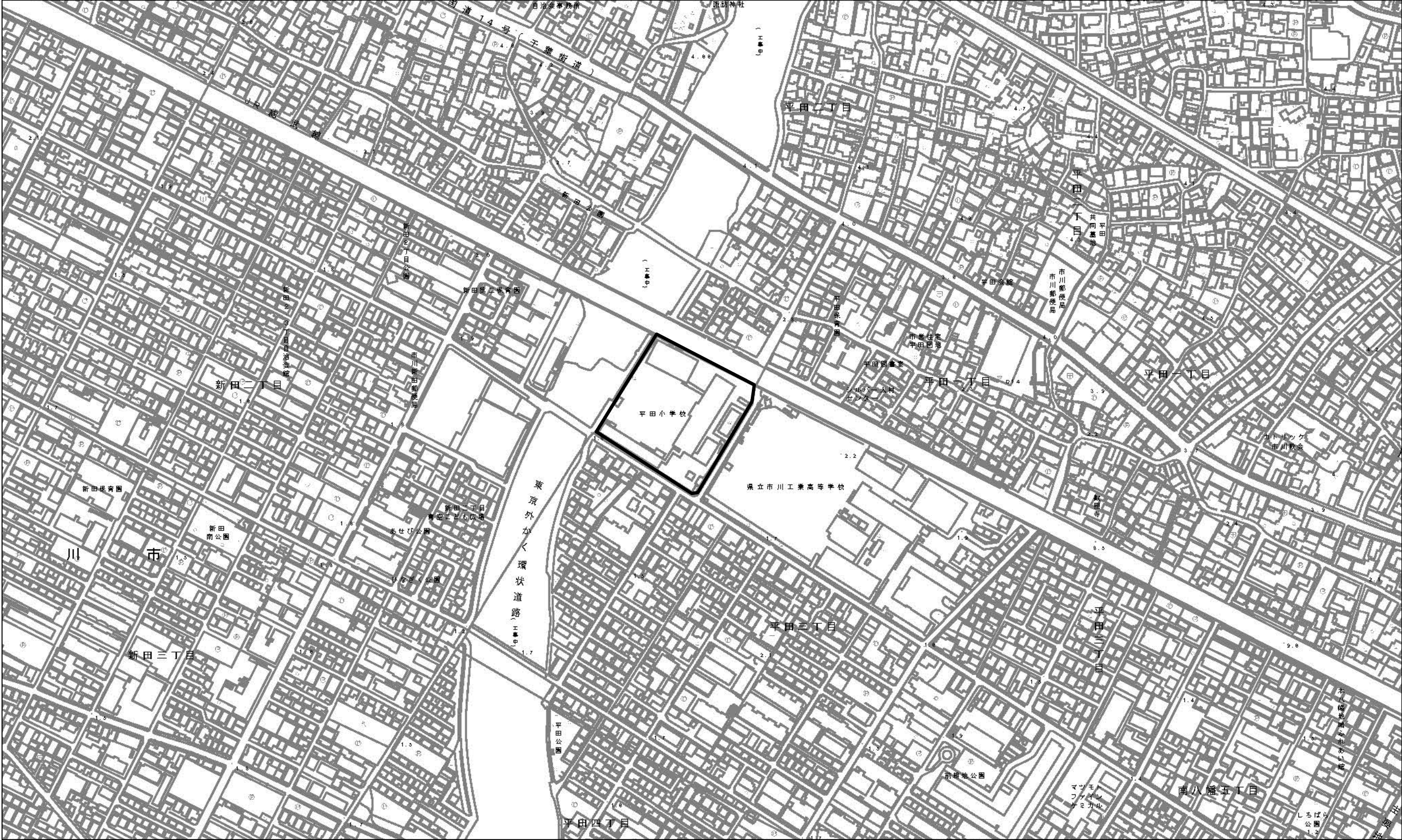
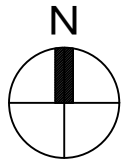
12. 廃材処分

産業廃棄物及び発生材等については受注者が責任をもって処分するものとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を発行する際にはD票（写し）の提出までをもって処分完了の証明とすることができる。（E票も提出すること）。

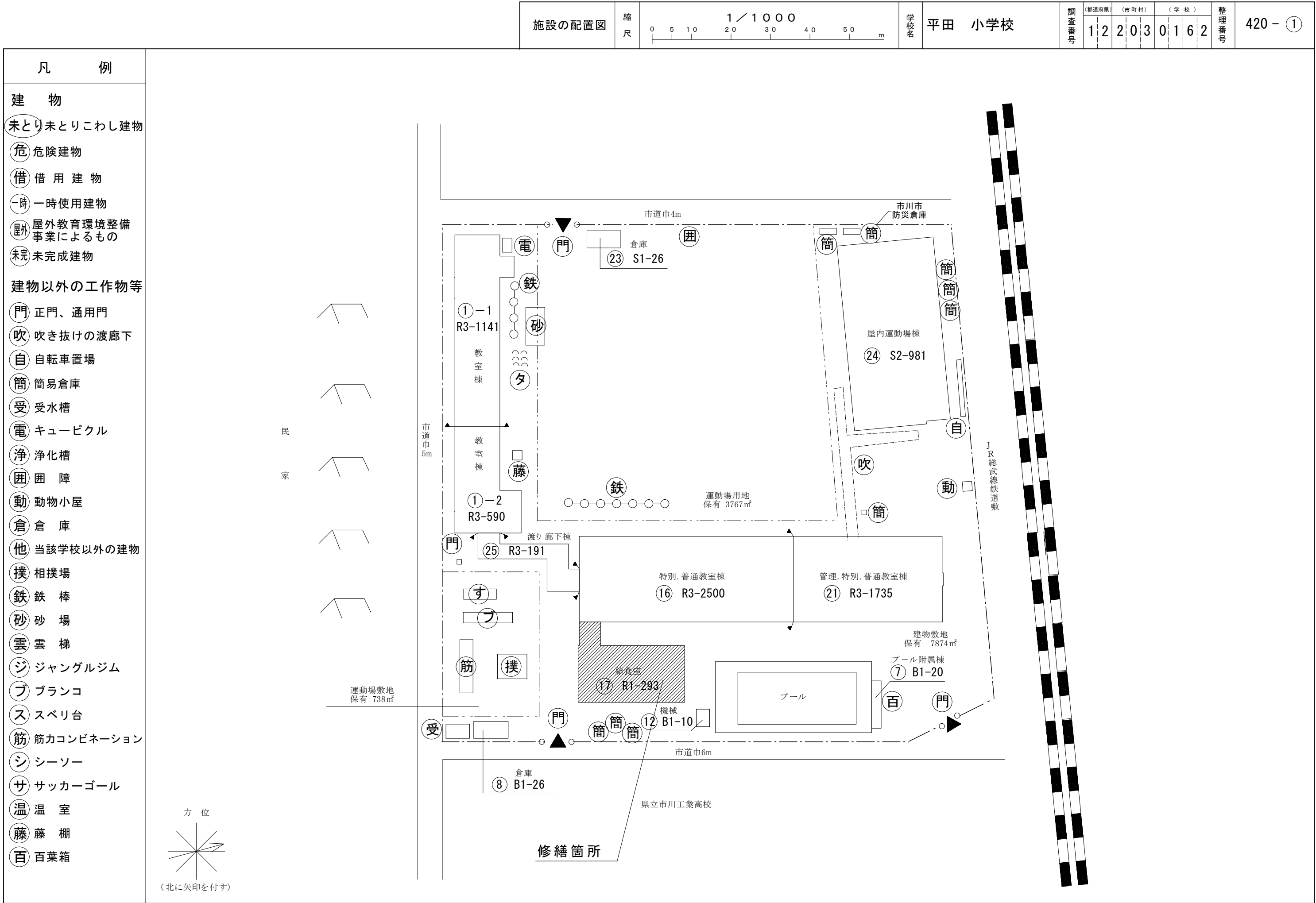
13. 前各号に定める場合の他、施工中は必要に応じて監督職員が指示する現場管理を行わなければならない。

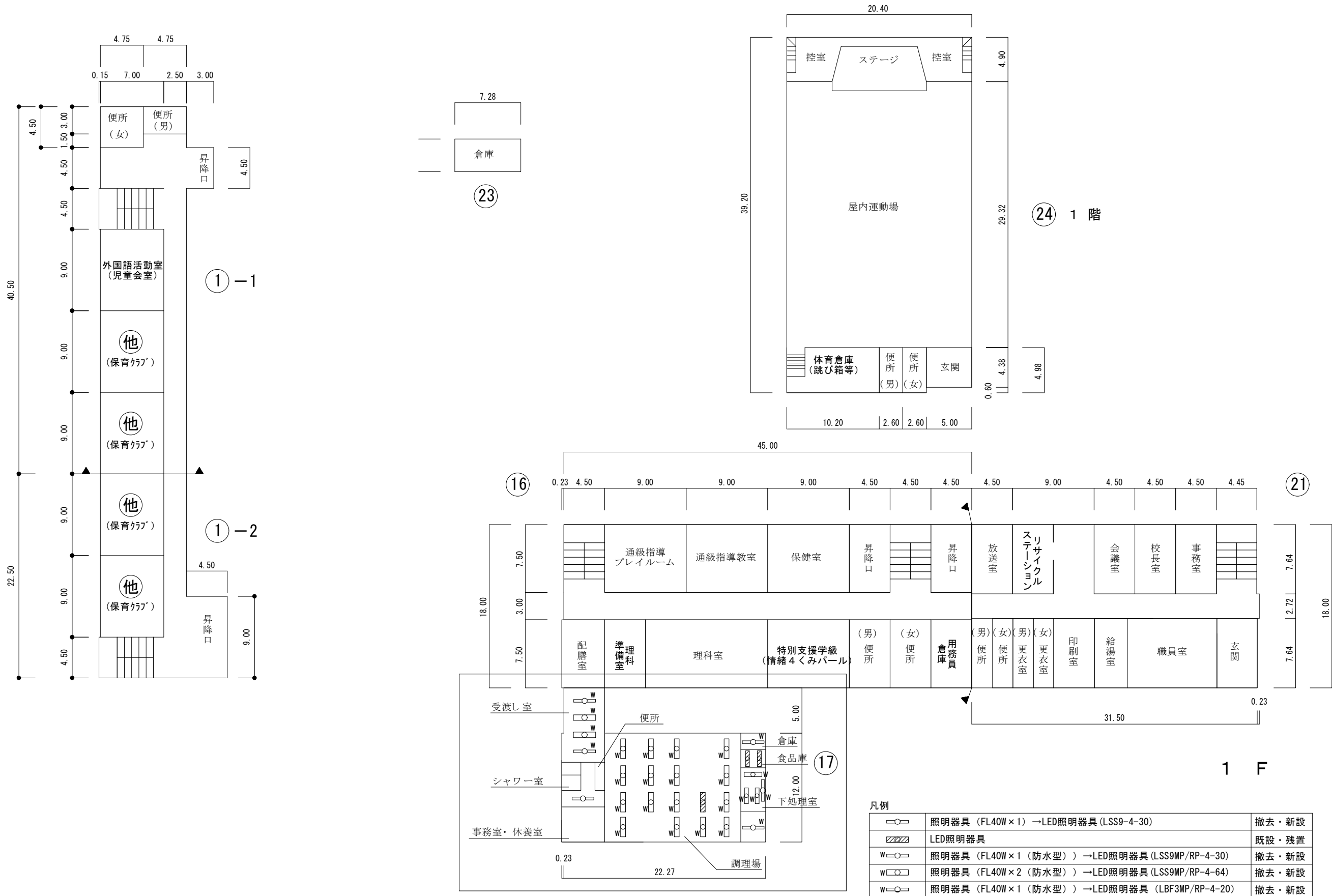
14. その他

- (1) 受注者は、施工材料等の品質管理を行わなければならない。
- (2) 機器の選定にあたっては、同等品または後継機とし、納入機器の承諾を発注者より受けてから手配を行うこと。
- (3) 計画書や報告書等、複数頁の書面を発注者に提出する際、受注者は両面印刷により、極力、用紙枚数を削減すること。
- (4) 引き渡し日から起算して1年の間に受注者の施工に起因する不具合を生じた場合は、無償にて迅速な修理または是正を行うこと。
- (5) 受注者は、作業の実施にあたり、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項、及び疑義の生じた事項への対応については、発注者と受注者が都度書面をもって協議のうえ、定めるものとする。



市川市教育振興部教育施設課 市川市 八幡1丁目1番1号	学 校 名	施行場所	図面名称	縮 尺
	市川市立平田小学校	市川市平田3丁目28番1号	案内図	1/5000





修繕範囲